

## ○農林水産省告示第三百八十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第73号）別表二の付表第二に基づき、平成六年十月二十五日農林水産省告示第千四百四十七号（オーストラリア連邦産ケンシントン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の「中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動植物」に改め、同回及び回を削る。

七を削り、六を七とし、五を六とし、四の次に次のように加える。

## 五 植物防疫官による確認

三の「」の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

七の次に次のように加える。

## 八 航空携行手荷物の輸入

航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、三の「」の植物検疫証明書又はその写しがその生果実が輸入される場所に所在する植物防疫所（支所及び出張所を含む。）へあらかじめ送付されており、かつ、当該証明書の内容の一部を記載した植物検疫証票がそのこん包の表面に貼付されているものであること。

## 九 表示

三の「」の検査及び四の消毒が行われた各生果実には、輸出植物検疫が終了している旨の表示がなされており、かつ、そのこん包には仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

正誤表

平成九年三月十二日(昇外第四十五号)

正

同日(同号外)農林水産省告示第三百八十六号  
(オーストラリア連邦産ケンジントン種のマンゴ  
ウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定  
める件の一部を改正する件)  
(原稿誤り)

五九三一七別表二  
別表一